平成２７年（フ）第６４号
新潟市北区葛塚3232番地　熊倉アパート
債務者　小出　　晃
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７３号
新潟市江南区松山1362番地
債務者　本間　輝雄
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０号
金沢市神谷内町ハ91番地７　タカノパレスＡ棟203号
債務者　日景　達仁
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８号
滋賀県近江八幡市桜宮町207番地６　631号
債務者　北井　純子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３８号
滋賀県東近江市川合寺町607番地　八日市インター牧場
債務者　横飛　　彰
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１２号
滋賀県長浜市本庄町623番地
債務者　池上真由美
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
神戸市垂水区乙木３丁目２番１号
債務者　堀田実千代
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５号
神戸市垂水区舞子台１丁目４番６－201号
債務者　東中園　進（旧姓下河）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３５号
神戸市北区有野台５丁目３番Ｂ56棟306号
債務者　松山　和生
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５号
宮崎市花殿町３番16号　第５三蔵ビル301号
債務者　島田　　香
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３８号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1963番地
債務者　齊藤　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４６号
宮崎市中村西１丁目６番26号　ＴＯＫＯハイツ107号
債務者　清水　広利（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８号
宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目３番６　阿部方
債務者　小川　　進
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１０号
石川県能美市徳山町143番地
債務者　木谷　外満
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第２３１号
福井県南条郡南越前町南今庄第36号39番地
債務者　朝香　直人
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１８号
福井市板垣５丁目1102番地　サンパーラ板垣パート２－402
債務者　藤澤　侑子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
福井市文京１丁目３番20号
債務者　河合　安治
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係